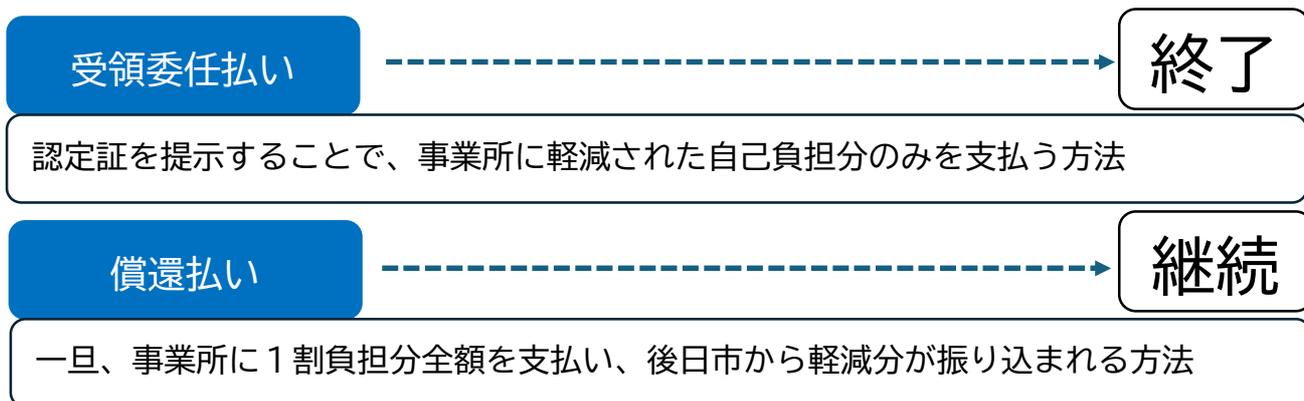


令和8年（2026年）7月31日をもって
介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）認定証
の交付を終了させていただきます。

- 今後稼働予定の地方公共団体システム標準化に伴い、以下のとおり支払方法が変更となります。

1 「介護保険居宅サービス利用者負担額軽減制度」の支払方法について



2 「介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）認定証」について

受領委任払いの終了に伴い、認定証の交付も終了させていただきます。

3 サービスの継続について

介護保険居宅サービス利用者負担額軽減制度の償還払いの支払いは、引き続き継続となります。このため、本制度の対象となる方の負担割合に変更はありません。

※償還払いの申請がされていない方へは、越谷市から申請書を郵送いたしますので、届き次第ご申請ください。

4 今後のスケジュールについて

- ・令和8年（2026年）7月31日までは受領委任払いが可能です。
ただし、一部の介護サービス事業所（※）では、受領委任払いの対応が令和8年3月31日までとなります。現在、ご利用中の受領委任払いに係る対応可能期間に関しては、各介護サービス事業所へご確認願います。
- ・令和8年8月1日以降は、全て償還払いのみとなります。

※「越谷市介護保険利用者負担助成に関する協定書」の有効期限に係る延長の申し出のない事業所

